

目 次

津市告示

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

公示送達

公示送達

津市公告

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

平成28年度第4回津市営住宅補充入居者の募集

平成28年度第4回津市営美杉住宅補充入居者の募集

犬の抑留

犬の抑留

経済対策臨時福祉給付金給付に係る事務支援業務委託に関する条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

津市教育委員会規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市告示第5号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16
条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 1月 4日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 1月 4日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 1月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成29年 1月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 1月13日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第6号

下記の者の差押調書（謄本）、交付要求通知書及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年1月24日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）
		差押調書（謄本）
		交付要求通知書
		差押調書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第7号

下記の者の国民健康保険料の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年1月24日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

津市告示第 8 号

下記の者の国民健康保険料の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条により準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 29 年 1 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書

津市公告第 8 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 29 年 1 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札
- (2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目	地積	備考
1	土地	津市豊が丘一丁目 3 3 4 0 番 2 0 9	雑種地	808 m ²	市街化調整区域
2	土地	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番 3 3 4	雑種地	500 m ²	市街化調整区域
3	土地	津市河芸町上野字鐘鋳 場 3 3 3 9 番 1 3 8	宅地	256.52 m ²	市街化調整区域
4	土地	津市川添町 6 1 番 3	宅地	100.56 m ²	市街化区域
5	土地	津市川添町 6 1 番 4	宅地	88.50 m ²	市街化区域
6	土地	津市川添町 6 1 番 1 7	宅地	103.97 m ²	市街化区域
7	土地	津市川添町 6 1 番 3 4	宅地	42.16 m ²	市街化区域
8	土地	津市川添町 6 1 番 3 6	宅地	68.84 m ²	市街化区域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職（同条第 3 項第 1 号から第 2 号までに該当する者に限ります。）

に属する津市職員

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成29年1月16日（月）13時から2月3日（金）14時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

平成29年1月16日（月）13時から2月3日（金）14時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから、所定の様式を出力の上、実印で押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市区町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書

(ア) 市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書（平成27年度分及び平成28年度分）

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書（平成27年度分及び平成28年度分）

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書（平成27年度分及び平成28年度分）

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。

イ 土地（土地に建物が存する場合は、建物を含みます。）の申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

ウ 買い受けた土地に建物を建築できるか否かについては、購入者が関係機関に確認を行うものとします。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関に確認の上、建築基準法、都市計画法及び道路法などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

エ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

オ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

カ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

キ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

ク 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

売却物件の現地説明会等は開催しません。

なお、随時売却物件の敷地を見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号及び区分番号	物件所在地	予定価格（最低入札価格）	入札保証金の額
------------	-------	--------------	---------

1	津市豊が丘一丁目 3 3 4 0 番 2 0 9	20,714,920 円	2,071,492 円
2	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番 3 3 4	13,569,560 円	1,356,956 円
3	津市河芸町上野字鐘鋳場 3 3 3 9 番 1 3 8	4,873,300 円	487,330 円
4	津市川添町 6 1 番 3	1,010,280 円	101,028 円
5	津市川添町 6 1 番 4	976,620 円	97,662 円
6	津市川添町 6 1 番 1 7	1,653,600 円	165,360 円
7	津市川添町 6 1 番 3 4	286,620 円	28,662 円
8	津市川添町 6 1 番 3 6	1,474,280 円	147,428 円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（平成 29 年 2 月 14 日（火））までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

(3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。

ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

(4) 入札保証金には、利息を付しません。

(5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

平成 29 年 2 月 17 日（金）13 時から 2 月 24 日（金）13 時まで

(2) 開札

平成 29 年 2 月 24 日（金）13 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。

入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は売却物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(7) 暴力団員

(1) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が地方税法の規定による市区町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を現状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。

ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに署名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成29年3月17日(金)までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書(法人の場合は不要)

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法(昭和42年法律第35号)に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許税額
1	津市豊が丘一丁目3340番209	241,000円
2	津市豊が丘五丁目2386番334	149,100円
3	津市河芸町上野字鐘鋳場3339番138	73,400円
4	津市川添町61番3	51,300円
5	津市川添町61番3	45,100円
6	津市川添町61番17	36,400円
7	津市川添町61番34	13,700円
8	津市川添町61番36	28,000円

提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、平成29年3月21日（火）17時15分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の14時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 売却物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合は、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 売却物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059 - 229 - 3126

津市公告第9号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

平成29年1月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除きます。）にあつては、この限りではありません。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(7) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(1) 精神障害（知的障害を除きます。以下同じです。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(2) 知的障害 (1)に規定する精神障害に該当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」といいます。）第1条第2項に規定する被害者で(7)又は(4)のいずれかに該当する者

(7) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者

ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）

イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

(7) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までのいずれかに該当する程度

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に該当する程度

(4) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯

(7) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症ま

で又は同表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症である者がいる世帯

- (I) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ
る世帯
- (㊦) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金
の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等が
ある世帯
- (カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日か
ら起算して 5 年を経過していない者がある世帯
- (キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去 1 年間ににおける所得税
法（昭和 40 年法律第 33 号）の例に準じて算出した所得金額の合計か
ら次に掲げる額を控除した額を 12 で除した額とします。

- (ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1 人につき 38 万円
- (イ) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円
- (ウ) 特定扶養親族 1 人につき 25 万円
- (I) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者 1 人に
つき 27 万円（特別障害者の場合は、1 人につき 40 万円）
- (㊦) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫 1
人につき 27 万円（所得金額が 27 万円未満である場合には、当該所
得金額）

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者
- (5) 市町村税等を滞納していない者
- (6) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等
に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
でないこと。
- (7) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

平成 29 年 1 月 31 日（火）から同年 2 月 3 日（金）までの午前 8 時 3
0 分から午後 5 時 15 分までとします。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからクまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎 6 階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができる場合は、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去 3 箇月間の家賃の領収書の写し

ク その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第 10 条第 3 項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第 5 条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で 20 歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が 60 歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが 60 歳以上又

は 18 歳未満の者であること。

- (6) 18 歳未満の子が 3 人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳 1 ～ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級、療育手帳 A 1（最重度）～ B 1（中度）の交付を受けた者）であること。
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であること。

4 住宅入居申込書の配付

住宅入居申込書は、平成 29 年 1 月 16 日（月）から建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配付します。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成 18 年訓第 182 号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。優先入居住宅のある抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により行います。

公開抽選会は、平成 29 年 3 月 1 日（水）の予定です。

6 募集住宅及び戸数

A 区分住宅

- (1) 白塚団地 3 戸（1 戸）
津市白塚町 5 8 番地 3 鉄筋コンクリート 5 階建 3DK
家賃 15,000 円 ～ 34,100 円
- (2) 高洲町アパート 2 戸（1 戸） 単身世帯可
津市高洲町 2 0 番 1 2 号ほか 鉄筋コンクリート 4 階建 3DK
家賃 10,500 円 ～ 24,700 円
- (3) 大井アパート 1 戸 単身世帯可
津市中河原 1 3 4 番地 鉄筋コンクリート 4 階建 3DK
家賃 11,800 円 ～ 25,600 円

- (4) ぜにやま団地(単身)3戸(1戸) 単身世帯可
 津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 7,500円 ~ 12,800円
- (5) ぜにやま団地(世帯)5戸(2戸)
 津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
 プレキャストコンクリート4階建 3DK
 家賃 8,400円 ~ 22,900円
- (6) 南阿漕 2戸(1戸)
 津市阿漕町津興222番地8 鉄筋コンクリート4階建 3DK
 家賃 15,500円 ~ 32,500円
- (7) 藤方団地 2戸(1戸)
 津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
 家賃 12,800円 ~ 29,400円
- (8) 藤水団地 1戸 車椅子世帯用
 津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート3階建 3DK
 家賃 21,500円 ~ 45,400円
- (9) 雲出(世帯) 1戸
 津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 2DK
 家賃 24,800円 ~ 57,100円
- (10) 桃里団地B棟 1戸
 津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
 家賃 20,100円 ~ 46,300円
- (11) 美里第1住宅 1戸
 津市美里町北長野752番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
 家賃 14,300円 ~ 32,900円
- (12) 美里第2住宅 2戸(1戸) 単身世帯可
 津市美里町北長野522番地1 簡易耐火2階建 3K
 家賃 8,000円 ~ 18,100円

B区分住宅

- (1) 朝夕アパート 2戸(1戸) 単身世帯可
 津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 7,300円 ~ 11,500円
- (2) 西城山アパート 3戸(1戸) 単身世帯可

津市城山三丁目10番 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,600円 ~ 13,000円

括弧内の戸数は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数です。

家賃は、平成28年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、平成29年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

7 入居の時期

平成29年3月下旬の予定です。

津市公告第10号

津市営美杉住宅の補充入居者を津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例216号。以下「条例」といいます。）第3条第1項の規定により次のとおり公募します。

平成29年1月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

市営美杉住宅に入居することができる者は、次の各号の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 当該住宅に入居することが確実な者であること。
- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 施設の利用に関し、市が定めた事項を遵守できる者であること。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

平成29年1月31日（火）から同年2月3日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 申込方法

入居申込みは、市営美杉住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからエまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ その他必要な書類

(3) 住宅入居申込書の配付

美杉住宅入居申込書は、平成29年1月16日（月）から建設部市営住

宅課及び市営住宅課久居分室で配付します。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(4) 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居資格要件に適合した者を選考します。

入居資格要件に適合した者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、平成29年3月1日（水）の予定です。

(5) 募集住宅及び戸数

コミュニティ瑞穂 1戸

津市美杉町太郎生1939番地 木造かわらぶき2階建 3LDK

家賃 32,000円

3 入居の時期

平成29年3月下旬の予定です。

津市公告第 1 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 9 年 1 月 1 0 日
- 2 抑留期間 平成 2 9 年 1 月 1 9 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市広明町	雑種	グレー	雌	小	9 1 日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 9 年 1 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 2 9 年 1 月 1 6 日
- 2 抑留期間 平成 2 9 年 1 月 2 4 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市一志町波瀬	柴犬	茶白	雌	中	9 1 日以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第13号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」といいます。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年1月26日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

経済対策臨時福祉給付金給付に係る事務支援業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

- (ア) 経済対策臨時福祉給付金の申請及び支給に関する問合せや申請書送付の申込み等、同給付金に係る相談全般について、電話の窓口としてコールセンターの運営に係る業務（以下「コールセンター業務」といいます。）
- (イ) 郵送による「経済対策臨時福祉給付金申請書」の受付に係る事務処理全般に係る業務（以下「郵送申請書処理業務」といいます。）
- (ウ) 本市の窓口で受け付けた「経済対策臨時福祉給付金申請書」の事務処理の一部を行う業務（以下「窓口受付申請書処理業務」といいます。）

イ 業務の履行体制

(ア) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、コールセンター業務については、平成29年3月15日から同年9月15日まで、郵送申請書処理業務及び窓口受付申請書処理業務については、平成29年3月16日から同年9月22日までの間とします。ただし、期間中の土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除いた日とします。また、業務の履行時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

(イ) 業務運営体制

業務を円滑に履行するため、管理責任者、スーパーバイザー及び業

務従事者を配置し、効率的かつ適正な業務運営体制を整えること。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の地方税及び国税について、申請日における未納の徴収金がないこと。
 - ア 本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合、所在地における市町税について未納の徴収金がないこと。
 - イ 法人税（個人事業者の場合は、申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本件入札の公告日の前5年以内に、本件業務委託と同規模以上のコールセンター業務を国、地方公共団体又は独立行政法人等から受注した履行実績があること。
- (7) 日本国内に本社又は支社が所在していること。
- (8) 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間
平成29年1月26日（木）から同年2月9日（木）まで
- (2) 場所

津市健康福祉部福祉政策課（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 市役所本庁舎 1 階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ>トップページ>健康・福祉>地域福祉>経済対策臨時福祉給付金給付に係る事務支援業務委託に関する条件付一般競争入札

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1484524506047/index.html>

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成 2 9 年 2 月 1 0 日（金）正午まで

イ 提出場所

津市健康福祉部福祉政策課（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号市役所本庁舎 1 階）

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参し、又は電子メール若しくはファクシミリにより送信してください（電子メール、ファクシミリによる場合は、必ず着信確認を行ってください。）。

《送信先》

電子メールアドレス 229-3150@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 4

エ その他

電話、口頭による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は、これを受け付けないものとします。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成 2 9 年 2 月 1 3 日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ福祉政策課ページ内で公開します。再質問は受け付

けませんので、質問内容を明確に記載してください。

また、入札した者は、入札後において、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず期限までに質問を行ってください。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし、質問を行った者の名称等は公表しません。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならないものとします。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできないものとします。

(1) 提出期限

平成29年2月16日(木)正午まで

この期限を過ぎて提出又は送達された申請書類は受理しないこととします。

また、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いかねます。

(2) 提出場所

津市健康福祉部福祉政策課(〒514-8611 津市西丸之内23番1号 市役所本庁舎1階)

(3) 提出方法

提出場所に持参し、又は郵送によるものとします。郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、提出期限必着とします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)を提出することとし、これら証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大(原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。)であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからキまでの書類の提出を省略することができるものとします。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

なお、提出に当たっては実印を押印することとします。

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）並びに当該業務委託契約書の写し又は履行証明書（いずれも仕様書を含みます。）

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る納税証明書

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）（個人事業者の場合は、「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2））

(イ) 市町税完納証明書等（本件入札の参加を希望する本社または委任先となる営業所等の所在地が三重県内の場合は必須）

所在地における市町税の完納証明書（新規に営業所等を開設した場合は法人市民税等の「法人等開設届（写）」を添付してください。

オ 登記事項証明書（全部証明書）（個人事業者の場合は、「代表者の身元（身分）証明書」

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積り及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものの提出するものとします。

ク 日本工業規格に適合するプライバシーマークを取得していることわかる書類（写し可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成29年2月16日までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 参加の辞退

条件付一般競争入札参加資格審査申請書提出後に、入札参加を辞退する場合は、入札参加の辞退届（様式、押印等不問）を5(2)の提出場所へ提出してください。（FAX等を可とします。）

7 入札及び開札

(1) 入札

ア 日時

平成29年2月24日(金)午前10時00分

イ 場所

津市役所本庁舎5階 51会議室(津市西丸之内23番1号)

ウ その他

入札前に入札者確認票(第7号様式)を提出し、確認を受けることとします。

(2) 開札

ア 日時

入札終了後直ちに開札するものとします。

イ 場所

入札場所と同じ。

8 入札保証金

入札保証金は、免除します。

9 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約の締結に際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならないものとします。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとします。

11 その他の注意事項

(1) 入札に当たっては、入札書(第8号様式)を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、指定した封筒に入れ、貼り合わせ部分(原則3箇所)の封印してください。入札金額は、総合計金額(消費税及び地方消費税額抜き)をもって表示することとします。

また、再度入札(原則として2回)に備えて、入札書の予備を準備しておいてください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。入札を延期又は中止した場合における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (5) その他入札に関する詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとします。

【問い合わせ先】

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

津市健康福祉部福祉政策課企画管理担当

電話番号 059-229-3150

ファクシミリ番号 059-229-3334

電子メールアドレス 229-3150@city.tsu.lg.jp

津市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年1月30日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成29年1月25日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居持川町字持川2290番2、2290番5
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居新町1049番地
前田 俊多

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 月 23 日

津市教育委員会委員長 庄 山 昭 子

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務委任等に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「第 29 条」を「第 27 条及び第 29 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成29年1月20日

津市教育委員会

委員長 庄山 昭子

1 招集の日時

平成29年1月23日(月) 午後6時から

2 招集の場所

教育委員会室

3 会議の事件

津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について